

～調停制度発足100周年～

無料

調停手続相談会

秘密厳守

身近なもめごとでお困りではありませんか？

あなたがお抱えの家庭内の問題やほかの人との争いごとについて
裁判所の調停委員が、調停手続きの利用に関する相談に応じます

調停手続で扱われる問題の例

離婚・養育費・面会交流・遺産分割・親族間の争いごと・金銭貸借
近隣とのトラブル・交通事故・土地建物に関する争いごと など

日 時 令和5年10月28日(土)

午前10時から午後3時 (受付:午後2時30分まで)

会 場 諏訪市駅前交流テラス「すわっチャオ」

JR 上諏訪駅前・アーク諏訪 3F

上諏訪駅横の市営駅前駐車場をご利用下さい (3時間まで無料)

- ※ この相談会で直接、紛争解決をはかるものではありません
- ※ 実際に訴訟や調停になっている事件の相談や、法律的な判断を求めるような相談はできません
- ※ 相談時間の目安は20分程度です

予約は不要です 直接会場にお越し下さい

問合せ先：長野地方・家庭裁判所諏訪支部 庶務課

電話番号 0266-52-9211 (平日 午前8:30～午後5:00)

主 管 諏訪岡谷調停協会 主 催 公益財団法人 日本調停協会連合会

後 援 最高裁判所

調停って何ですか？裁判との違いは？

